

社会福祉法人 枚方療育園 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 三田楽寿荘 運営規定

第1章 総則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人 枚方療育園 が設置運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム 三田楽寿荘（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭とのむすびつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称：社会福祉法人 枚方療育園 特別養護老人ホーム 三田楽寿荘

(2) 所在地：兵庫県三田市東本庄1 1 8 8番地

(利用定員)

第3条 施設空床利用は80名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 27名以上 |
| (5) 看護職員 | 3名以上 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (8) 医師 | 1名以上（非常勤） |
| (9) 栄養士 | 1名以上 |
| (10) 調理員 | 4名以上 |

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定める職員が管理者の職務の代行をする。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持並びに予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 運営会議

(2) 職員会議

(3) ケース会議

(4) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料

(利用料等の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて

厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。
 - (1) 居住費
 - (2) 食費
 - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - (6) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成されたサービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

- 第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
 - 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
 - 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅に置いて日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
 - 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門委員等の職員の間で協議する。
 - 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な

援助を行う。

- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う

(入退所の記録の記載)

第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

- 第17条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。
- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
 - 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第19条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分から

- (2) 昼食 午後 11 時 30 分から
- (3) 夕食 午後 17 時 30 分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第 20 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 21 条 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 22 条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 23 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

第 24 条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であつて、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するよう努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第 25 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 26 条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員

の勤務の体制を定める。

- 2 施設は当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は職員に対して、その資質向上のための研修の機会を確保するとともに、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管する。また、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な人材育成に努める。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第27条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(事故発生の予防及び発生時に対応)

- 第28条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- 2 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生等が記載された事故の発生の防止のために指針を整備する。
 - 3 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設の管理者に報告され、原因の分析の結果に基づき策定した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
 - 4 事故発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行う。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供により事故発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 6 施設は、前項事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。
 - 7 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対、感染症

(非常災害対策)

- 第29条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画の策定)

- 第30条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、非常災害、感染症に備えた訓練を定期的実施するものとする。

(衛生管理等)

第31条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設において、従業者に対し、感染症のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(2) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第32条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(重要事項の掲示)

第33条 施設は、見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(暴力団等の影響の排除)

第37条 施設は、その運営について暴力団等の支配を受けてはならない。

2 施設の設置者及び施設長、業務を統括する者は暴力団員等であってはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第38条 施設は、その提供する指定介護福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(人権擁護、虐待防止、身体拘束)

第39条 施設は、指定介護福祉サービスの提供において利用者の人権擁護、虐待の防止および身体拘束適正化のための職員に対する研修の実施、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止および身体的拘束適正化検討のために必要な措置を以下のように講ずる。

2 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 施設は、身体的拘束の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における身体的拘束適正化を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(1) 別に定めている、施設における身体的拘束適正化対策のための指針の再周知を行う。

(2) 施設において、従業者に対し、身体的拘束適正化検討のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(3) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

4 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

(地域等との連携)

第40条 施設は、運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第41条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第42条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第42条 この規程に定めのないことには、厚生省令並びに介護保険法の法については、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年10月1日から施行する

この規程は、平成17年10月1日から施行する

この規程は、平成26年12月1日から施行する

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する